

(案)

# 富士国有林の地域別の森林計画書

第3次変更計画

(変更部分のみ)

(富士森林計画区)

計画期間 自 平成28年4月1日  
至 平成38年3月31日

関東森林管理局

## 富士国有林の地域別の森林計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

1. 全国森林計画（平成30年10月16日閣議決定）に即し、関係する計画事項を変更する。
2. 木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済情勢の変化を踏まえ、「社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針」を追加し、森林施業の合理化に関する事項を変更する。
3. 下刈の実施林齢及び地域の自然条件を踏まえ、保育の標準的な方法を変更する。

なお、本変更計画は、平成31年4月1日から適用する。

## II 計画事項

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再生林による森林資源の若返りの積極的な推進、針広混交林化及び広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病虫害や野生鳥獣による被害防止対策の推進等を行うこととする。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業の効率化に必要な路網を計画的に整備する一方、天然生林においては管理に必要な最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進めることとする。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 2 造林に関する事項

##### (1) 人工造林に関する事項

人工造林については、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとし、技術的合理性に基づき次により行うこととする。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽等に努めることとする。

##### ア 人工造林の対象樹種

人工造林については、適地適木を旨とし、造林地の気候、地形、土壌等の自然条件、既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、カラマツ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹等とする。スギ苗木の選定に当たっては、入手できない場合を除き、無花粉スギ、少花粉スギ等の花粉症

対策に資する苗木とする。加えて、特定母樹から生産される優良種苗の供給体制が構築されることを踏まえ、その苗木の導入を積極的に図ることとする。

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、次表を目安として、現地の実態に応じた適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

植栽樹種	作業種	経過数 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	←					→									
	つる切						←		△				△			→
	除伐							←		△				△		→
ヒノキ	下刈	←					→									
	つる切						←		△				△			→
	除伐							←		△					△	→

(注) 1. 本表は保育実行時期の目安であり、実施にあたっては、現地の実態に応じて行うこととする。

2. 下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。

3. つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。

4. 実行に当たっては、次の点に留意することとする。

(1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

(2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。

(3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。

5. 天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施することとする。

## 6 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業労働者の確保に資することができるよう、私有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

さらに、これらの取組に加え、森林経営管理制度（注）を活用した森林整備が円滑に進むよう、国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合、意欲と能力のある林業経営者（経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいう。）に委託するよう配慮するとともに、関係地方公共団体と連携しつつ経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。）に資する技術の普及に努めることとする。

### (3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

地域材の需要拡大を図っていくためには、私有林関係者と連携を図り、加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を通じ、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様なニーズに対応した木材の安定供給体制の整備を図ることが重要である。このため、森林の重視すべき機能発揮を促進するための森林整備を計画的に実施することによって得られた木材については、市場機能を活用した委託販売に加え、市場を通さず山土場から直接、製材工場等へ供給する安定供給システム販売を推進するとともに、原木の安定供給に貢献することとする。

### (4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

公益重視の管理経営を一層推進する中で、木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済情勢の変化を踏まえ、植栽本数の縮減や下刈の省力化、天然力を活用した森林の更新、早生樹等の植栽の試行等、創意工夫に基づく森林施業に積極的に取り組むこととする。

### (5) その他必要な事項

特になし

### (注) 森林経営管理制度（「森林経営管理法」（平成30年法律第35号））

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託をするとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する制度。

#### 第4 森林の保全に関する事項

##### 2 保安施設に関する事項

##### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、また近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕著化していることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、溪間工、山腹工等の治山施設の整備及び保安林機能を維持増進するための本数調整伐等の保安林整備を計画的に推進することとする。また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムを設置や根系の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。その際、土砂流出防備等の機能の十分な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する制限行為と治山事業の実施の一体的な運用等に努めることとする。

保育の標準的な方法新旧対照表（富士森林計画区）

改正案

(2) 保育の標準的な方法  
 下刈、つる切、除伐の保育については、次表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

植栽樹種	作業種	経過数（年）														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	←		→												
	つる切				←		△					△				→
	除伐						←		△				△			→
ヒノキ	下刈	←		→												
	つる切				←		△					△				→
	除伐						←		△				△			→
アカマツ カラマツ	下刈	←		→												
	つる切				←		△					△				→
	除伐						←		△				△			→

- (注) 1. 本表は保育実行時期の目安であり、実施にあたっては、現地の実態に応じて行うこととする。  
 2. 下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。  
 3. つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。  
 4. 実行に当たっては、次の点に留意することとする。  
 (1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。  
 (2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。  
 (3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。  
 5. 天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して適切に実施することとする。

現行

(2) 保育の標準的な方法  
 下刈、つる切、除伐の保育については、次表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

保育の種類	樹種	実施林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ	△	□	□	□	△										
	ヒノキ	△	□	□	□	△										
	アカマツ	△	□	□	□											
	カラマツ	△	□	□	□											
つる切	スギ						←	△	→			←	△	→		
	ヒノキ						←	△	→			←	△	→		
	アカマツ							←	△	→			←	△	→	
	カラマツ							←	△	→			←	△	→	
除伐	スギ								←	○	→		←	○	→	
	ヒノキ								←	○	→		←	○	→	
	アカマツ								←	△	→		←	△	→	
	カラマツ								←	○	→		←	○	→	

- (注) 1. △印は現地の実態から必要がある場合に実行、←・→は実行時期の範囲を示す。  
 2. 下刈の○印については、画一的な実施を排し、現地の実態からみて可能な場合は、下刈実施の省略や隔年実施とする。  
 3. 実行に当たっては、次の点に留意することとする。  
 (1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。  
 (2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。  
 (3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。  
 4. 天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して適切に実施することとする。